

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H28	H29	H30
申告所得税		70	73	74
法人税		97	98	99
消費税		130	132	133
相続税		12	13	12

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H28	H29	H30
申告所得税		819	947	961
法人税		1,732	1,948	1,943
消費税		1,030	1,021	1,099
相続税		716	783	708

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

◎ 消費税の調査事例

- 虚偽の書類を作成し、架空の課税仕入れを計上するとともに、架空の輸出売上げ(免税取引)を計上する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていた事実を把握
- ゲームアプリの配信を行っている国外事業者の消費税が無申告となっている事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

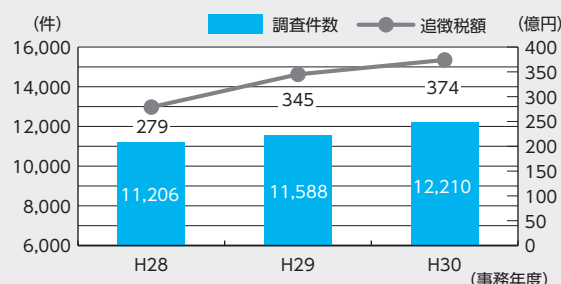
- 国外財産調書により、海外に不動産及び預金口座を保有していることを把握し、その不動産の賃貸料収入及び預金から発生した利子が漏れていた事実を把握
- 租税条約に基づく情報交換制度によって、海外法人に対する外注費を水増ししていた事実を把握

※ 上記の事例の詳しい内容については、国税庁ホームページの「国際戦略トータルプラン—国際課税の取組の現状と今後の方向—」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>)をご覧ください。

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



◎ 無申告の調査事例

- 会社員が自身のホームページに企業広告等を掲載することにより得ていた収入（アフィリエイト収入）に関して、給与と合わせて確定申告をする必要があったが、無申告だった事実を把握
- 多額の利益が生じていることを認識しながら、作成していた書類を意図的に破棄し、税務申告を不正に逃れていた事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

近時、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がりを見せている中、国内のみならず、国際的にも、適正課税の確保に向けた取組や制度的対応の必要性が課題として共通認識されています。

国税庁としては、こうした分野に対する適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充しております。これにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行っています。

こうした取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応について」(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taio/pdf/01.pdf)をご覧ください。

¹ 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で一定の条件を満たした大企業については、次回の調査時期を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組における判定項目別の評価結果などの詳しい内容は、国税庁ホームページ「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>）をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>）に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」(平成29(2017)年6月)
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>) を公表し、移転価格税制に関する納税者の予測可能性及び行政の透明性の向上に努めています。

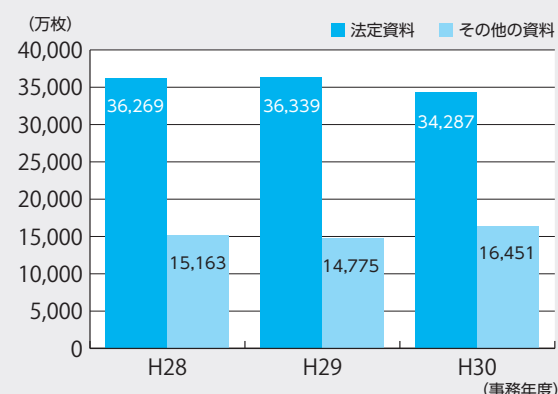
(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

なお、資料情報の収集に係る法制度が整備され、令和2(2020)年1月から施行されたことから、この仕組みを利用して資料情報の更なる充実に取り組んでいるところです。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和元(2019)年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえ、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案のほか、近年、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

特に、海外に不正資金を隠した国際事案で国外財産調書の不提出に係る罰則を初めて適用して告発したほか、インターネット広告会社、消費税還付コンサルティングにより多額の利益を得た税理士などの事案を告発しました。

◎ 令和元(2019)年度告発事例

国外財産調書不提出に係る罰則を初適用

売上代金を他人名義の預金口座に入金するなどして所得を隠し、多額の所得税を免れていたほか、売上代金が入金された国外預金について正当な理由なく国外財産調書を提出していなかったため、国外財産調書不提出に係る罰則を適用して告発しました。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成30年度	166件	182件	121件	13,999百万円 (11,176百万円)	77百万円 (92百万円)
令和元年度	150件	165件	116件	11,985百万円 (9,276百万円)	73百万円 (80百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成30年度	内5 122件	内5 122件	100.0%	内2 7人	61百万円	14.3月	14百万円
令和元年度	内9 124件	内9 124件	100.0%	内4 5人	47百万円	15.5月	12百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

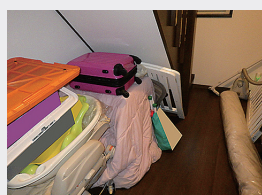
◎ 令和元(2019)年度に実刑判決が出された事例

悪質な脱税者に実刑判決

プロセッサ開発・製造・販売等を行う会社が、架空の外注費を計上するなどの方法により所得を隠し、多額の法人税及び消費税を免れていた査察事件で、同社の元代表者に対し、詐欺罪との併合事件として、懲役5年の実刑判決が出されました。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅階段下のカバーに覆われた金庫の中から現金を発見



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約66.5兆円（年度内収納割合は98.9%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成30(2018)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約67兆2,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約66兆5,000億円となっており、その収納割合は98.9%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、納付の期限や納税資金の積立てに関する広報・周知を、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、積極的に実施しています。

納期限の失念を防ぐとともに、計画的な納付を行っていただくため、振替納税やダイレクト納付を利用した予納などの多様な納付手段を導入し、積極的にご利用いただけるよう努めています。

また、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

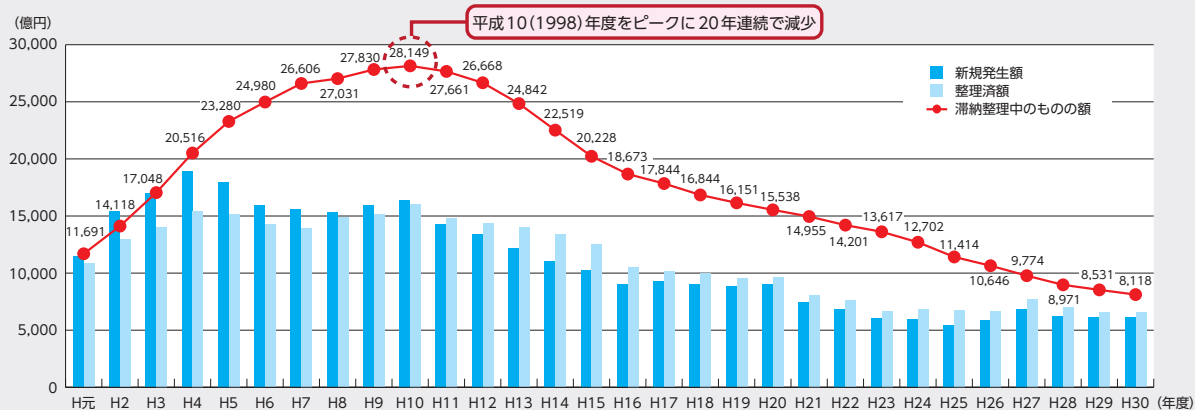
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の28.8%に ～

平成30(2018)年度末の滞納整理中のものの額は8,118億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約8千億円と依然として高水準
→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まずは、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、滞納者の事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置の適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠ぺい等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

◎ 令和元(2019)年度告発事例

売掛金の振込先を変更することにより滞納処分を免れた事案を告発

滞納処分を免れる目的で、妻を名目上の代表取締役とする実体のない会社を設立して、滞納者の売掛金をこの会社の預金口座に振り込ませることにより財産を隠ぺいしました。

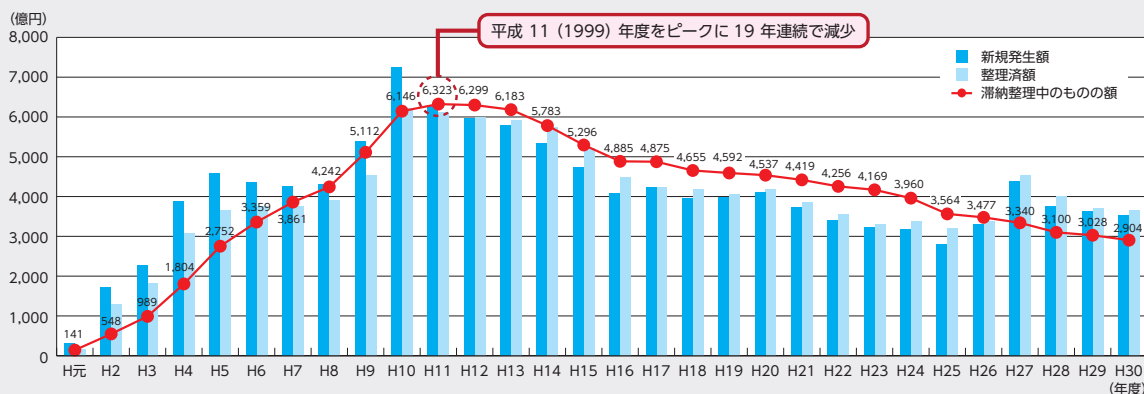
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

複雑な取引や財産の移転を偽装しているような、処理が困難な事案の滞納整理については、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐欺行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠ぺいなどを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

2 詐欺行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐欺行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

(3) 集中電話催告センター室

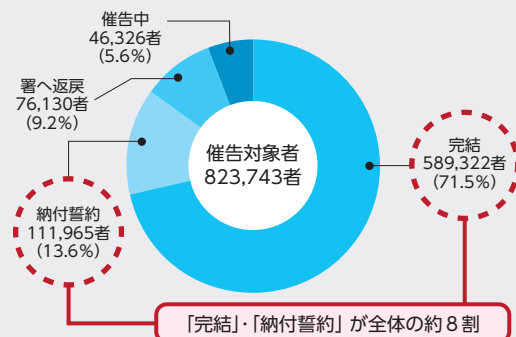
～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室(納税コールセンター)で幅広く所掌して、システムを活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、平成30(2018)年7月から令和元(2019)年6月末までの1年間で、催告対象約82万者のうち、約59万者(71.5%)が完結し、約11万者(13.6%)が納付誓約に至っています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成30(2018)年7月から令和元(2019)年6月末までに電話催告の対象となった823,743者のうち、完結に至ったのは589,322者となっています。



(4) インターネット公売

～ インターネット公売で約2,200物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、公売を実施しています。

公売には、入札又は競り売り(オークション)による方法がありますが、このうち、民間のオークションサイトを利用した方法として、インターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

令和元(2019)年度は、6回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約1万人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約2,200物件が売却され、その売却総額は約4.6億円となっています。

■ 令和元(2019)年度にインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務をシステムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、年間約4,304万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 国際的な取引への対応

(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、OECD(経済協力開発機構)が策定した共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組

～ 国際的な租税回避に対する取組を積極的に推進 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

① 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外の財産を的確に把握 ～

国税庁では、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避に的確に対応しています。

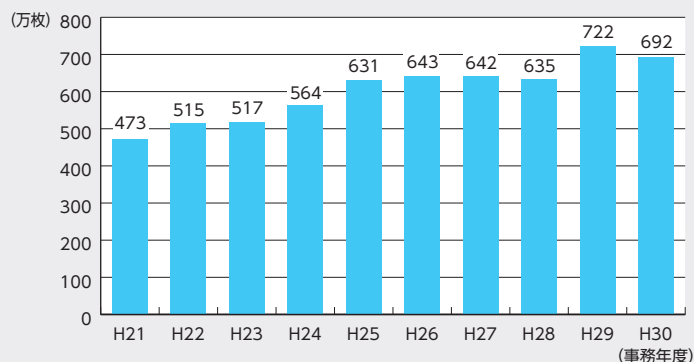
1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行)。

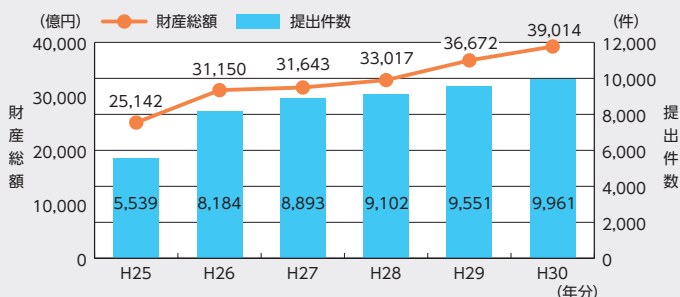
■ 国外送金等調書の提出枚数



ロ 国外財産調書

その年の12月31日において、国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行)。

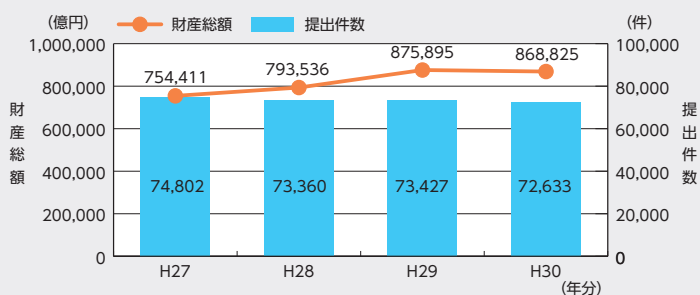
■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産又は合計1億円以上の有価証券等を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行)。

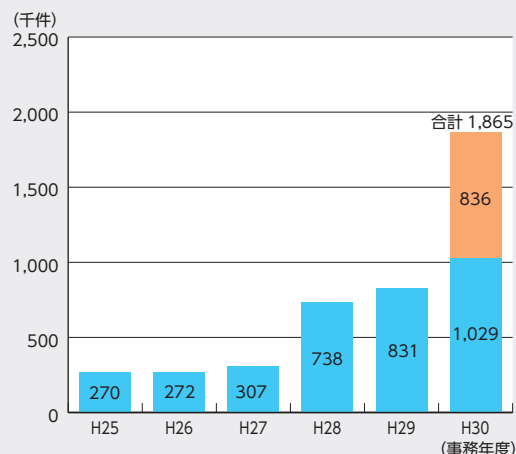
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額



二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。近年、この情報交換ネットワークの拡充が図られており、令和2(2020)年4月現在、76の租税条約等¹(136か国・地域)が発効しており、租税の賦課徴収に関連する情報交換を行っています。

■ 情報交換件数の推移



※1 情報交換件数は、各事務年度に収受した件数と発送した件数を合計したものです。

※2 平成30(2018)事務年度の数値には、CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数(836千件)を含みます。

ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されました。OECDが公表した情報によると、令和元(2019)年には、95の国・地域の税務当局が、CRSによる非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高等)の自動的情報交換を実施しました。

我が国も、平成30(2018)年から諸外国との情報交換を実施しています。国税庁としては、受領した情報について、国外送金等調査や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握や、課税上問題のある海外取引の把握や解明などに活用しています。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	平成30年7月～令和元年6月		令和元年7月～令和元年11月		平成30年7月～令和元年6月		令和元年7月～令和元年11月	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	445,919	14	1,467,369	10	74,770	11	373,883
北米・中南米	15	41,995	19	96,288	9	6,261	11	33,523
欧州・NIS諸国	40	232,492	41	294,636	35	8,895	37	64,078
中東・アフリカ	8	24,580	11	32,747	4	229	5	2,173
合 計	74	744,986	85	1,891,040	58	90,155	64	473,657

1 ここでの租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、海外に預金口座を保有していることを把握し、その預金から発生した利子が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実が判明

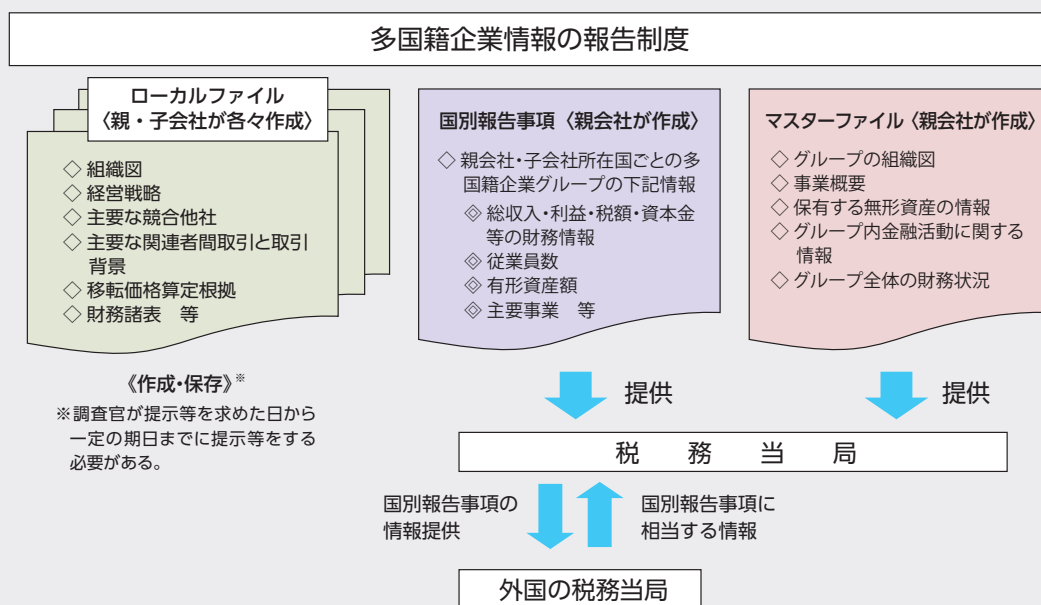
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28(2016)年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(国別報告事項)、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(事業概況報告事項(マスターファイル))及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格(第三者間の取引価格)を算定するための詳細な情報(ローカルファイル)を税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられました¹。

このうち、①国別報告事項は、各国が租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社の居住地国にある税務当局に提供することとなっており、我が国では、平成30(2018)事務年度において、42の国・地域の税務当局から2,100件の情報を入手する一方、51の国・地域の税務当局に831件の情報を提供しました。

また、③ローカルファイルは、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人が確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされており、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

② 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成29(2017)年7月から全国の国税局に設置されている重点管理富裕層プロジェクトチームでは、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

③ グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間はずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための15の行動計画が勧告されており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「BEPSプロジェクト」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm>)をご覧ください。

(ロ) OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、OECD加盟国のみならず、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があります。このため、平成28(2016)年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織され、令和2(2020)年4月現在、我が国を含む137の国・地域がこの枠組みに参加し、勧告内容の実施状況に関する相互審査や、勧告内容の見直しに関する議論なども行っています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、160の国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

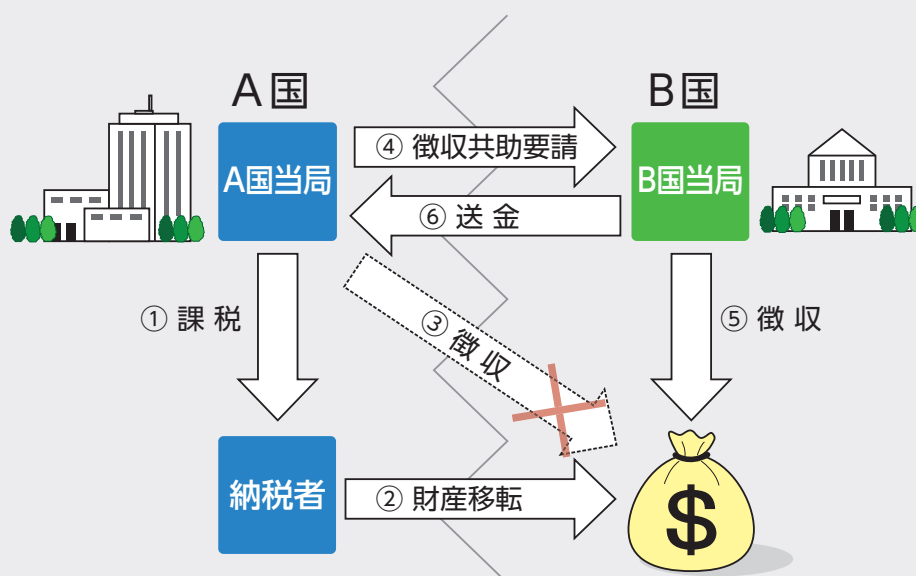
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



ハ 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議²を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制³の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認⁴に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁵。また、新興国に対しては積極的に技術協力を実施し、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識や優れた取組なども共有しています。

1 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め124の国・地域において発効しています（令和2（2020）年6月1日現在）。

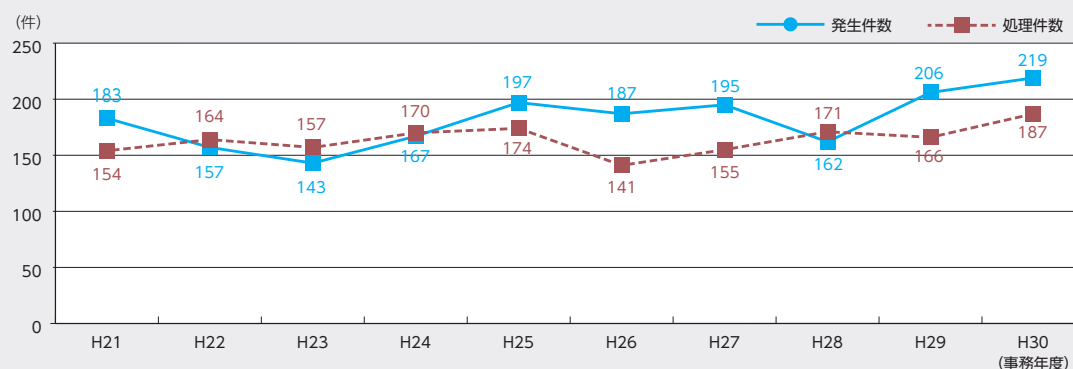
2 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

3 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

4 事前確認とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等について税務当局が確認を行うことです。

5 相互協議の担当者数は、平成21（2009）事務年度には31名でしたが、令和元（2019）事務年度は46名まで増加しています。また、平成30（2018）事務年度の協議回数・日数は38回・147日でした。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



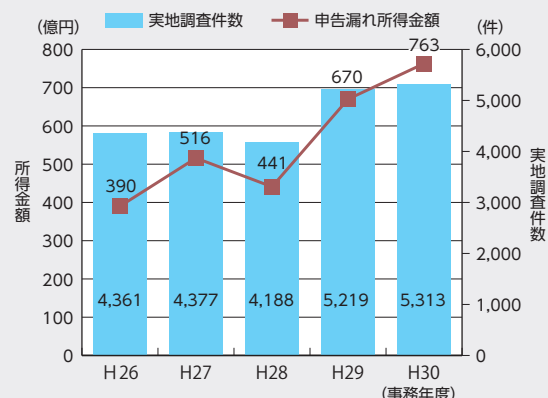
※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

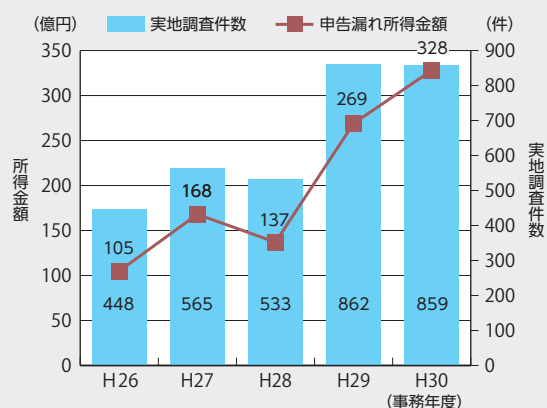
～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

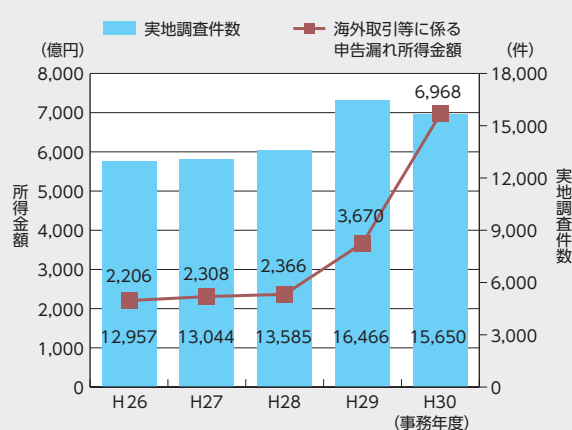
■ 富裕層に対する所得税調査実績



■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査実績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査実績



◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 家族名義により海外の金融機関で資産運用を行い、その資産運用益で得た所得について申告を行っていない事実を把握
- 外国法人からのコンサルティング報酬の振込先として海外口座を利用し、その報酬について申告を行っていない事実を把握

～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解を深めてもらうことなどを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局の要望を踏まえ、国際課税、徴収事務、納税者サービスなどの分野について、職員を講師として派遣しています。令和元(2019)年度は、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和元(2019)年度は、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ラオスで職員が活動しました。

2 国内研修の実施

(1) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、令和元(2019)度は両コース合わせて、19か国から27名が参加しました。

(2) 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。令和元(2019)年度は、インドネシア、ミャンマー、ラオスに対して実施しました(計32名が参加)。

(3) アジア国際課税研修

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。令和元(2019)年度は7か国(インドネシア、カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス)から7名が参加しました。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和元(2019)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生15名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位: 国、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国際税務行政セミナー (ISTAX) (一般コース)	国数	16	15	15	14	16
	人数	16	15	15	14	16
国際税務行政セミナー (ISTAX) (上級コース)	国数	9	8	9	9	11
	人数	9	10	9	9	11
国別税務行政研修	国数	3	4	4	6	3
	人数	56	96	79	86	32
アジア国際課税研修	国数	6	7	6	5	7
	人数	8	11	12	7	7
国税庁実務研修	国数	14	9	11	11	12
	人数	18	15	15	17	15

コラム
7

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対応する必要性が高まっていることから、OECDが中心となって、国税査察官をはじめとする各国の租税犯罪調査官等を対象にした「OECD租税・金融犯罪調査アカデミー」（以下「アカデミー」といいます。）が世界各地域で開講され（平成25（2013）年にイタリア、平成29（2017）年にケニア、平成30（2018）年にアルゼンチンで開講。）、租税犯罪・収賄罪・マネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修が行われています。

こうした状況を踏まえ、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とするアカデミーを令和元（2019）年5月に税務大学校和光校舎で開講しました。国税庁は、OECDと協力してアカデミーの研修を定期的に開催し、開発途上国職員の調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献しています。



OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

(2) 国際会議への参加

～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟37か国及び非加盟16の国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。平成31（2019）年3月には、チリ（サンティアゴ）で第12回会合が開催され、税務コンプライアンス向上のための取組等について意見交換が行われました。令和2（2020）年の末頃に第13回会合がオランダで開催される予定です。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17の国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。令和元（2019）年10月には、インドネシアで第49回会合が開催され、デジタル・エコノミーに対する課税への取組や税務行政に関する近年の動向等について意見交換が行われました。